

中央新幹線事業に係る環境影響評価手続きについて

1 事業概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社
事業名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
事業の種類	新幹線鉄道の敷設（環境影響評価法第1種事業）
起終点	起 点：東京都港区 終 点：愛知県名古屋市
	主な経由地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

2 手続きの経過

平成23年6月7日	事業者が計画段階環境配慮書を公表
9月26日	事業者が県に方法書を提出（H24.2.28 知事意見提出）
平成25年9月18日	事業者が県に準備書を提出（H26.3.25 知事意見提出）
平成26年4月23日	事業者が国土交通大臣に評価書を提出（H26.7.18 大臣意見提出）
8月26日	事業者が国土交通大臣、県、関係市町に補正後の評価書を提出
平成29年5月31日	「中央新幹線、中央アルプストンネル（山口）工事における環境保全について」を公表
10月2日	当該工区の工事着手
平成31年4月8日	当該トンネル工事で陥没が発生
令和元年7月5日	当審査会の開催

3 審査会開催の理由

平成26年8月26日に提出があった補正後の評価書に基づいて、事業者から平成29年5月に「中央新幹線、中央アルプストンネル（山口）工事における環境保全について」の報告があった。その中で環境保全措置を講じることで地盤沈下を回避又は低減できるとしていたが実際には陥没が発生したので、県として専門的見地から内容を審査する必要があるため

4 陥没の概要

事業者は、中央アルプストンネル（山口工区）工事全体について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」という。）に委託している。4月4日にトンネル内での崩落があり、コンクリート充填など復旧作業を実施していたが、4月8日朝、地上部分の巡回確認により陥没を確認し、事業者と機構が県及び中津川市へ報告するとともに、公表した。

さらに5月27日に、事業者と機構は県に事故の原因と今後の対策を報告するとともに、翌日に機構が公表した。

工事委託業者	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
事故発生場所	山口非常口トンネル入口から200m付近
陥没の大きさ	直径8m、深さ5m

○中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】（補正後）

6-3 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見（H26.3.25）及びそれについての事業者の見解

表 6-3-1 岐阜県知事からの意見と事業者の見解（抜粋）

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>第1 総括的な事項について</p> <p>3 本意見書に基づく県等の対応</p> <p>(1)本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。</p>	<p>岐阜県知事の意見に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、できる限り早い段階で、県及び関係市町と調整のうえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>(2)県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することとしているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。</p>	<p>県から当社に対し環境保全上の意見が提出された場合は、それを環境保全措置に反映させるなど、適切に対応してまいります。</p>
<p>第2 工事計画について</p> <p>1 施設の概要</p> <p>(3)施設の仕様、<u>工事計画、環境影響及びその保全措置について、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等の機会を利用して地域住民等に丁寧に説明すること。</u></p>	<p>鉄道施設の概要、<u>工事方法、環境への配慮については、以下の見解に記載のとおり、工事説明会等において地元の方々に丁寧にご説明してまいります。</u>また、県を窓口 to 密接な連携をとりながら関係市町との連絡体制を整えるとともに、地元住民の方々からのご意見を直接お伺いする窓口を設置いたします。</p>

○中央新幹線、中央アルプストンネル（山口）工事における環境保全について（平成29年5月）

3-4-3 土壌に係る環境その他の環境要素（重要な地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染）

表 3-4-3-1 土壌に係る環境その他の環境要素に関する計画面の環境保全措置（抜粋）

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
地盤沈下	適切な構造及び工法の採用	土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保工（フォアパイリング等）などの補助工法を採用することで、地山の安定を確保することが可能であり、地盤沈下への影響を回避又は低減できる。	土被りが小さく、地山の地質条件が良くない箇所において地上に保全対象施設のある場合は、補助工法を併用する計画とした。